

コンビニ払い(オンライン)利用加盟店規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

コンビニ払い(オンライン)利用加盟店規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するコンビニを利用したオンライン決済サービス(以下「本サービス」といいます)の利用にあたっての一切に適用されます。本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただく必要があります。本サービスをご利用いただいている場合は、本規約についてご承認いただいたものとみなします。また、ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)と本規約が抵触する場合、本規約が優先して適用されます。

2 加盟店は、契約書記載の契約およびこれに付随する一切の契約、覚書その他合意、コンビニ各社との間でなす代理権を当社に授与したものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

(1)コンビニ払い(オンライン)

当社が利用契約に基づき、顧客がコンビニエンスストアに払い込んだ収納代金の決済手続を行うサービスをいい、これに付随する事務処理等を含みます。

(2)利用契約

本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに基本規約、商品代金集金委託契約を含みます。

(3)コンビニエンスストア

当社がコンビニ払い(オンライン)を提供するにあたって、当社が現在及び将来において提携するコンビニエンスストアをいいます。

(4)収納代金

加盟店が顧客に請求する金額であって、商品代金及びその他手数料等を含みます。

(5)収納事務

当社が、顧客によってコンビニエンスストアに払い込まれた収納代金を、決済機関からの入金情報に基づいて取りまとめ、加盟店に対し引き渡すまでの一連の業務をいいます。

(6)入金速報

コンビニエンスストアから当社に送信される収納代金支払いの情報をいいます。

(7)入金確報

コンビニエンスストアから当社に送信される収納代金支払いの情報であって、収納窓口が実際の入金額との照合確認を行った後に当社に送信する情報をいいます。

(8)通信販売

基本規約第12条の規定に従い作成したホームページ又は加盟店の宣伝媒体などにおいて商品広告を行うことにより、顧客がインターネット・通信販売申込書の郵送・電話・ファクシミリなどの手段により本サービスを利用して商品の購入を申込み場合における信用販売取引で、顧客が各決済に必要な顧客氏名、電話番号などの事項を加盟店に提示することにより、当該代金の決済を行うことができるものをいいます。

第2章 収納事務

第3条(収納代金の引渡し)

当社は、商品代金集金委託契約に基づき、以下の方法により加盟店に収納代金を引き渡すものとします。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日に引き渡すものとします。なお一部金融機関においては営業日であっても、翌々営業日に引き渡す場合があります。

(1)週締め集金払いの場合は、毎週土曜日から金曜日までのコンビニエンスストアからの入金確報の合計金額を、毎週水曜日に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより引き渡すものとします。

(2)月締め集金払いの場合は、毎月5日・10日・15日・20日・25日・月末から一つを選択し、その日までにコンビニエンスストアからの入金確報の合計金額を、締め日から8日後に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより引き渡すものとします。

(3)五十日締め集金払の場合は、毎月5日・10日・15日・20日・25日・月末から二つ以上を選択し、その日までのコンビニエンスストアからの入金確報の合計金額を、締め日から5日後に加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより引き渡すものとします。

2 コンビニエンスストアからの入金速報と入金確報に相違が生じた場合は、当社は入金確報に基づき商品代金を加盟店に引き渡すものとします。

3 当社は基本規約第9条に定める決済手数料及び諸費用、並びにこれらに課される消費税及び地方消費税相当額を収納代金から差し引いた残金を振り込みの方法により加盟店に引き渡すものとします。

4 収納代金が基本規約第9条に定める決済手数料及び諸費用に満たない場合は、加盟店は当社の請求に基づき第1項に定める支払期日までに、その不足額を当社に支払うものとします。

第3章 コンビニ払い(オンライン)取引手順

第4条(通信販売の手順)

加盟店は、自己の名と責任において、顧客からの通信販売の申込みを受付けるものとします。

2 加盟店は、顧客からの通信販売の申込みに基づき、当該顧客に対して電話・Eメール等による購入意思の確認を速やかに行うものとします。

3 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2第4項に定める事項などを記載した書面を会員に交付するものとします。

4 加盟店は、商品を顧客に複数回に渡り引渡しまたは提供する場合において、加盟店の理由により引渡し又は提供することが困難となった場合、直ちにその旨を当社及び顧客に連絡するものとします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社